

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年3月29日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成3年4月1日、A所在のB会社に雇用され、渉外業務等に従事していた。
- 2 請求人は、平成13年9月26日、交通事故（以下「本件事故」という。）により負傷し、自動車賠償責任保険（以下「自賠責」という。）を使用して療養し、平成15年3月29日治癒となった。
- 3 請求人は、その後も療養を継続し、平成15年4月4日から平成18年2月28日までの間の療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、治癒後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、棄却され、請求人は、更に再審査請求をしたものの、当審査会は、平成20年6月30日付けでこれを棄却した（平成18年労第505号事件。以下「前回裁決」という。）。
- 4 その後、請求人は、本件事故により、「事故後神経症、外傷性頸部症候群」等を発病したとして、平成13年9月26日から平成24年9月26日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、治癒後の請求であるなどとして、これを支給しない旨の処分（以下「前処分」という。）をしたことから、前処分を不服として、審査請求をしたが、平成25年12月19日付けで審査請求を取り下げた。
- 5 本件は、請求人が、本件事故により、「交通事故後神経症、混合性不安抑うつ障害」を発病したとして、平成27年3月4日から平成29年12月5日までの

休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、治癒後の請求であるなどとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

6 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年11月12日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人の疾病は、平成15年3月29日をもって治癒したとして、治癒日後である平成27年3月4日から平成29年12月5日までの間の休業補償給付の請求を不支給とした監督署長の本件処分が妥当であると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 本件再審査請求は、前回裁決と請求期間及び給付請求の種類を異にする後続請求と認められるところ、既に前回裁決において、要旨、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号）に基づき検討した上で、「業務による精神障害の発病はない。業務による心理的負荷の強度についてみると、心理的負荷の総合評価は「弱」である。」旨判断しているところである。

(2) 請求人は、本件再審査請求において、請求人が本件事故の加害者及び加害者を雇用していた会社を相手にした訴訟の判決に関する資料を提出し主張する。

しかしながら、前回裁決において、専門部会作成の意見書及び請求人の受診した医療機関の医師意見書及び診療録等を含む医学的見解等を総合した上で、

請求人には精神障害の発病はなく、業務による心理的負荷の強度について、心理的負荷の総合評価は「弱」である。」旨を認定したものであり、請求人の提出する前記判決によっても、前回裁決における判断を左右するに足りるものではない。

(3) なお、請求人のその余の主張を子細に検討するも、前回裁決における判断を変更すべき事情を見いだすことはできない。

### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月24日